

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区長選挙意識調査業務委託について
----	--------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：選挙管理委員会事務局）

事業の概要

事業名	新宿区長選挙意識調査業務委託
担当課	選挙管理委員会事務局
目的	新宿区長選挙における投票状況、有権者の選挙に関する意識等を調査し、今後の選挙の執行・管理及び選挙啓発事業の参考とすることを目的とする。
対象者	新宿区長選挙（平成22年11月14日執行）の当日有権者
事業内容	<p>新宿区長選挙の当日有権者の中から、単純無作為抽出法により抽出した者（2,500人）に対し、主に新宿区長選挙への意識や、選挙時啓発事業などに対する効果等を調査する。</p> <p>調査票の設問は20～25問程度とし、調査方法は郵便による送付・回答とする。</p> <p>回収した調査票に基づき、受託業者が報告書（本編及び概要版）を作成し、選挙管理委員会事務局に納品する。</p> <p>対象者へのあて名シールは選挙管理委員会事務局が2セット（調査票送付用・礼状用）作成し、受託業者へ引き渡す。</p>

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、
重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)・・・報告事項

件名 新宿区長選挙意識調査業務の委託について

保有課(担当課)	選挙管理委員会事務局
登録業務の名称	新宿区長選挙意識調査業務
委託先	(株)サーベイリサーチセンター
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	《委託先に提供する項目》 住所、氏名(あて名シール) ※調査票中の回答者の属性に関する情報 年齢、性別、職業、新宿区の居住年数等
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電子データ
委託理由	新宿区長選挙における有権者の意識調査のため
委託の内容	新宿区長選挙(平成22年11月14日執行)の当日有権者の中から、単純無作為抽出法により抽出した者(2,500人)に対し、主に新宿区長選挙への意識や、選挙時啓発事業などに対する効果等を調査する。 調査票の設問は20~25問程度とし、調査方法は郵便による送付・回答とする。 調査票の回答先は選挙管理委員会事務局とし、個人識別情報がないかどうかを選挙管理委員会事務局において確認後、調査票を委託業者に渡す。 受託業者は、渡された調査票に基づき、報告書(本編及び概要版)を作成し、選挙管理委員会事務局に納品する。
委託の開始時期及び期限	平成23年1月から以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 回収した調査票は、調査報告書作成後2週間以内に選挙管理委員会事務局へ返還させる。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)等に保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。